

働き方改革への対応やハラスメントの防止措置は講じていますか？

働き方改革 関連法の定着と 職場のハラスメント対策

2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されています。これに伴い、企業はそれぞれの労働の現場で「働き方改革」を推進していくこととなりました。しかし、企業にとって実際に働き方改革を導入していくことは簡単なことではありません。「時間外労働の上限規制の導入」、「年次有給休暇の確実な取得」などの実現を目指すだけでも、様々な課題が浮かび上がってきます。

また、2022年4月より「職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置」を講ずることが中小企業者の事業主においても義務化され、その対応が急務となっています。

本セミナーでは働き方改革関連法とハラスメント対策についてわかりやすく解説します。ぜひこの機会にご参加下さい。

講座内容(予定)

1. 働き方改革関連法について

- ・時間外労働の上限規制
- ・上限規制への対応
- ・36協定のここが変わります
- ・年次有給休暇の取得義務化 等

2. ハラスメント対策について

- ・ハラスメントとは
- ・職場での「いじめ・嫌がらせ」の例
- ・アンガーマネジメントについて
- ・パワハラが起きやすい職場 等



講師プロフィール

社会保険労務士 **山下 繁幸** (やました しげゆき) 氏

平成12年、社会保険労務士の資格を取得。同年、(株)セミナー青森 業務開発課長、専任講師として各種セミナーの企画・運営、また経営コンサルタントとしても活躍。

平成14年、山下社会保険労務士事務所を開設。顧問先の指導や労働社会保険の各種手続き、新規創業者の支援、助成金受給のコンサルティングなどを中心に活動を行っている。

また、経営者と従業員のより良い関係づくりのため、コーチング、NLP、ファシリテーションなど様々な研修に参加し、自らの価値の向上に積極的に努めている。



会場・日時

◇ **ねぶたの家 ワ・ラッセ 1階 交流学習室(1)**

◇ **11月20日(月) 14:00 ~ 16:00**

受講料 無料 定員 30名 (定員になり次第、締め切りさせていただきます。)

主催 青森県中小企業団体中央会 TEL:017-777-2325

申込み 裏面をご覧ください